**第９号様式**（第10条関係）

年　　月　　日

高知県知事　様

届出者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

診療所開設届出書

診療所を開設しました（開設します）ので、医療法第８条及び医療法施行規則第４条の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

１　診療所の開設者の住所及び氏名

２　診療所の名称

３　診療所の開設の場所及び電話番号

４　診療科目

５　開設者が現に他の病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は他の病院若しくは診療所に勤務する者であるときは、その旨並びに他の病院又は診療所の名称、所在の場所及び電話番号

６　開設者が同時に２以上の病院又は診療所を開設し、又は開設しようとする者であるときは、その旨並びに他の病院又は診療所の名称、開設の場所及び電話番号

７　診療所の管理者の住所及び氏名

８　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員

（別紙のとおり）

９　診療に従事する医師又は歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間

10　薬剤師が勤務するときは、その氏名、免許登録年月日及び免許番号

11　敷地の面積（敷地の平面図を添えてください。）

12　建物の構造概要及び用途（平面図（各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときは、これらを明示したもの）を添えてください。）

13　各科専門の診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所及び給食施設その他医療法施行規則第16条第１項において構造設備の基準が規定されているもの並びに診療科名中に産婦人科又は産科を有する診療所の場合は分べん室及び新生児の入浴施設の有無及び構造設備の概要

（別紙のとおり）

14　歯科医業を行う診療所であって、歯科技工室を設けたときは、その構造設備の概要

（別紙のとおり）

15　病室のある診療所であるときは、病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

16　開設（予定）年月日

17　医療法第15条の２の規定により医療法施行令第４条の７各号に掲げる業務を委託しようとするときは、その業務の内容

18　その他必要な事項

注　１　次に掲げる書類を添えてください。

(１)　開設者の臨床研修修了登録証（医師法第７条の２第１項又は歯科医師法第７条の２第１項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者であるときは、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証）の写し（届出時に提示することでも構いません。）

(２)　管理者の臨床研修修了登録証又は免許証の写し（届出時に提示することでも構いません。）

(３)　診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し（届出時に提示することでも構いません。）

２　８欄は、従業者の種別ごとに記入してください（別紙に記載して添えても構いません。）。

３　13欄及び14欄は、それぞれの構造設備ごとに、その概要を記入してください（別紙に記載して添えても構いません。）。

４　診療所を開設した日から10日以内に届け出てください。